

(公印省略)
令和5年11月29日

川西市議会議長
大崎 淳 正 様

総務生活常任委員長
田 中 麻 未

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和5年11月29日）

1. 議案第54号 川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、令和5年8月の人事院における国家公務員給与改定勧告等及びこれに対する国の措置等を踏まえ、一般職の職員等の給与等を改定するとともに、給与体系の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 兵庫県の地域別最低賃金は、令和5年10月1日から時間額1001円に改定されているが、本案は当該最低賃金を下回ることはないよう精査された上で提案されているのか伺いたい。

答 職員には地域手当の支給があり、地域手当相当は最低賃金に含まれることから、これを加算すると本案において地域別最低賃金を下回る事例はないものと認識している。

問 地域手当を含めると地域別最低賃金を上回るとのことであるが、本案の給料表のみを見ると最低賃金を下回る印象となる点に関して、市の考えを伺いたい。

答 本案の給料表のみを見た場合には最低賃金を下回る印象を受ける可能性はあるものの、職員の募集に際しては、諸手当も含めた処遇について丁寧に説明をすることで誤解されることのないよう対応していきたいと考えている。

特記事項 議案質疑資料、修正案提出あり

【議案質疑資料】

1. 人事院勧告及び付随するもの内容について ほか

【修正案の内容】

川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正及び川西市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に係る条項を削除する。

【修正案に対する質疑】

なし

審査結果 修正案否決（賛成少数）、原案可決（賛成多数）